

福祉医療費支給申請の際に注意していただきたいこと

○それぞれの医療機関でひと月分まとめて翌月以降に申請をお願いいたします。

※数回に分けての申請はお控えください。

○申請の際は「福祉医療費受給者証」・「福祉医療費支給申請書」・「印鑑」・
「領収証又は医療機関による証明」が必要となります（受給者が自署される場合は押印省略が可能です。）。

○福祉医療費支給申請書の太枠内は必ずご記入ください。

（電話番号は日中繋がる番号（携帯番号可））

健康保険証が松浦市の国保・後期高齢者以外の方へ

○福祉医療費を申請される分で高額療養費に該当する場合は、重複受給ができないため、その金額が確認できる高額療養費支給決定通知書と一緒に申請をお願いします。